

告 示

埼玉県告示第七百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五 一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 駐車場出入口に接続する市道七〇二号の幅員が狭隘であるため、来客車両の安全に配慮した運営を実施されたい。
- ・ 駐車場内に通行注意を喚起する看板の設置を検討すること。
- ・ 交通整理員を配置するなど、交通事故防止に配慮すること。
- ・ 泉小学校、野田中学校の通学路付近となるため、生徒の登下校時の安全に留意すること。

二 縦覧期間

平成二十五年五月二十四日から平成二十五年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター